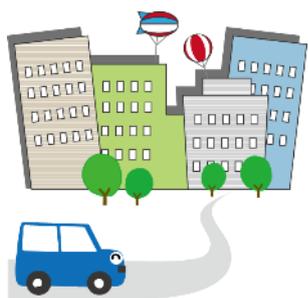


認知障害と自動車運転

- ◆ 講師：三村 将 先生 （慶應義塾大学医学部 精神・神経科学教室 教授）
- ◆ 日時：平成28年1月29日（金）18:30～
- ◆ 場所：医学教育図書棟3階 **第1講義室**



- ◆ Guest Speaker: Prof. Masaru MIMURA
(Department of Neuropsychiatry,
Keio University School of Medicine)
- ◆ Date: January 29th (FRI) from 6:30 p.m.
- ◆ Place: Lecture room 1, Medical Education & Library Building 3F.

認知症の自動車運転については、そもそも道路交通法上で認知症の重症度に関わらず一律に運転が禁止されている（絶対的欠格事由）。しかし、認知症ドライバーは数10万～数100万人と推計される一方、実際に臨時適性検査で免許取り消しとなったのは平成23年度でわずか120人であり、法制度と実情との間に大きな乖離がある。安全運転に必要な認知・予測・判断・操作が明らかに障害されていながら運転を中断しない認知症ドライバーの場合、今年から医師による任意届け出制度も利用できる。運転適性が実際に問題となる軽度の患者（軽度認知障害～軽度認知症）では、神経心理学的検査や運転シミュレータとともに、可能な限り実車による評価も行い、複合的に評価していくべきである。脳損傷に伴う高次脳機能障害は、一般に回復可能性のある病態として相対的欠格事由に該当する。高次脳機能障害における運転適性の判断は、軽度認知障害の場合と同様な手順で行っていく。

- 担当：神経精神医学分野 池田 学 教授 /Prof. IKEDA, Department of Neuropsychiatry
- レポート提出先/Essay（池田教授宛/To Prof. IKEDA）：mikedata@kumamoto-u.ac.jp
- レポート提出先/Essay(CC:医学教務/Student Affairs Sec)：iyg-igaku@jimukumamoto-u.ac.jp